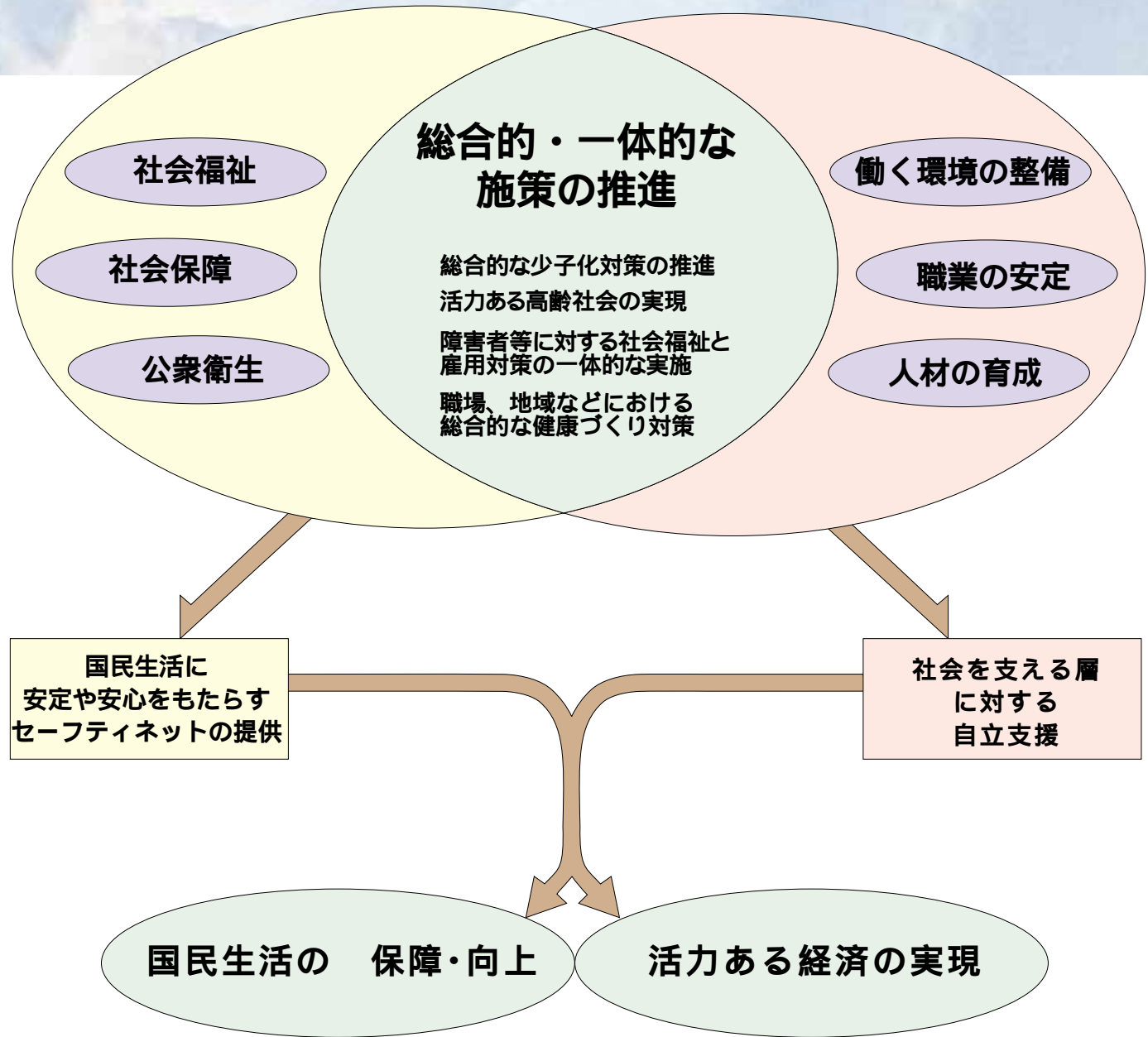


# 厚生労働省の政策について

## 最近の厚生労働省のトピック

世紀の大事業「**介護**保険」がスタート  
 日本版**401K**の導入を検討  
 厚生省、140兆円を超える**年金**積立金を運用へ  
 総理、社会保障**有識者**会議設置へ  
 平成11年の完全失業率**4.7%**  
 年間で初めて米国を上回る  
 「健康日本**21**」スタート  
 臓器移植法施行後初の脳死下での**臓器**移植実施  
**バイオ**アグラ認可へ  
**遺伝子**組換え食品の安全性審査を義務付け  
 数次にわたる総合的な**雇用**対策の実施  
**第9次**雇用対策基本計画の策定  
 今後の労働市場・働き方の展望と対策の方向  
 高齢者医療制度等改革推進本部を設置  
 「**ゴールド**プラン21、新**エンゼル**プラン」がスタート  
**教育**訓練給付制度の指定対象を拡大  
 「学生職業総合**支援センター**」が六本木にオープン  
 労働者派遣事業の対象業務、**有料職業紹介**事業の取扱職業を拡大  
**求職者**給付の重点化などを図る改正雇用保険法が成立  
 改正男女雇用機会**均等**法が施行  
**介護**休業制度の義務化  
 規制緩和により**保育所**へ民間参入  
**東アジア**社会保障会合を開催  
 途上国に対する国際協力を推進  
 1年間の難産の末、**年金**制度改正法案成立  
 労働行政の**3地方**機関を統合した、  
 都道府県労働局を設置



# 目次

## C O N T E N T S

4	大臣官房
6	統計情報部
8	医政局
10	健康局
12	国立病院部
13	医薬局
15	食品保健部
16	労働基準局
18	安全衛生部
19	労災補償部
20	勤労者生活部
21	職業安定局
23	高齢・障害者雇用対策部
24	職業能力開発局
26	雇用均等・児童家庭局
29	社会・援護局
31	障害保健福祉部
32	老健局
34	保険局
36	年金局
38	政策統括官
41	社会保険庁
42	施設等機関及び地方支分部局など
43	厚生労働省組織図

## 厚生労働省の組織



## 厚生労働省の舵取り役

大臣官房は、厚生労働省の行政を総括し、基本政策の立案、法令の制定改廃、予算編成、組織、人事等を含めて、総合調整を行っています。

### 省内の総合調整、中枢機関

大臣官房は、国会、省庁、マスメディア、国民一般等に関する省全体の代表窓口としての機能を果たし、省内の総合調整を行う中枢機関です。

### 法令案の審査、頭脳集団

企画立案された政策を実現するためには、法律、政令、省令等の法令の整備が欠かせません。大臣官房では、論理性が高く、かつ、明確性を備えた法制度を整備するため、法令の制定改廃について審査を行っています。

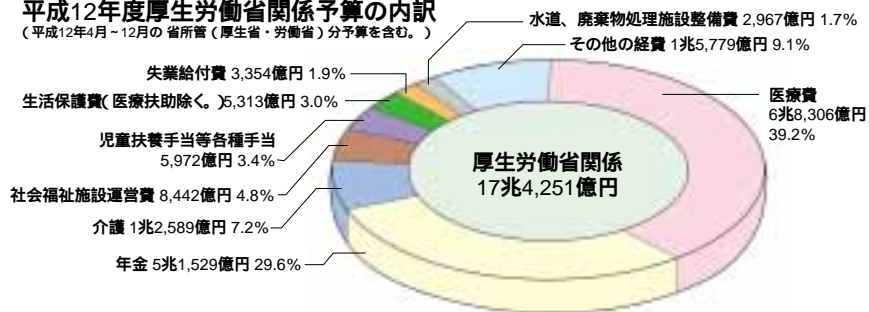
### 17兆円の予算編成

厚生労働省関係の一般会計予算約17兆円は、国債費等を除いた国の一般歳出予算の3分の1以上を占める巨額のものとなっており、厚生労働省の政策決定は、政府全体の予算編成にも大きな影響を及ぼしています。大臣官房では厳しい財政事情の下、一つ一つの事業について、その必要性を精査して調整を行い、膨大な厚生労働省予算を編成しています。

また、厚生労働省では、一般会計のほかに、厚生保険、国民年金、船員保険、労働保険、国立病院、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策の6つの特別会計を有しており、適切な予算編成を通して、国民生活に貢献しています。

### 平成12年度厚生労働省関係予算の内訳

(平成12年4月～12月の省所管(厚生省・労働省)分予算を含む。)



## 最先端の科学技術研究と健康危機への対処

国民の保険医療、福祉、生活衛生のニーズに応える科学技術分野を「厚生科学」という概念でとらえ、新しい千年紀のプロジェクト(ミレニアム・プロジェクト)の一つとして、痴呆、がん、糖尿病、高血圧等の高齢者の主要な疾患の遺伝子解析等に関する研究や事故修復能力を利用した再生医療を実現するための研究等を重点的に推進しています(平成12年度予算約1,124億円)。

また、O-157や毒物混入事件に代表されるような国民の安全を脅かす健康危機に対する対策を、各部局が連携し、的確かつ迅速な対応が図られるよう、「厚生省健康危機管理調整会議」を設置し、情報を共有化し連絡体制を強化しています。

## 国際化の進展と厚生労働行政の展開

経済のグローバル化が進展し、厚生労働行政分野においても積極的な国際的取組みが求められています。

第一に、社会政策の分野においてはOECDの

活動への参加や先進諸国との二国間政策交流を行っています。また、この分野における我が国の知見や経験を共有することを目的として、京都において第2回東アジア社会保障行政高級実務者会合を開催するなど途上国に対する国際協力も行っていきます。

第二に、労働政策の分野においては、ILO、OECD、APECの活動に積極的に参加しており、平成13年9月にはAPECの人材養成大臣会合を熊本で行う予定です。さらに、今年の11月にはイタリアで開催される雇用担当閣僚会議に出席し、G8諸国と意見交換を行います。また、ドイツなど先進諸国等との二国間政策対話や途上国の発展を担う人材育成のための国際協力も行っていきます。

第三に、保健医療の分野においては、マラリアなどの新興・再興感染症、たばこ対策などについて、WHOをはじめとした様々な国際的枠組みへの積極的な参画・支援を行うとともに、医薬品、人口、水道などの生活の基礎的な分野(Basic Human Needs)における専門家派遣や研修生受け入れなどを通じて、「人づくり」中心の国際協力を積極的に進めています。

さらに、医療品、食品等の分野においても一層の市場解放が求められている中で、国民の健康確保を大前提として、米国等との二国間協議やWTO、WHO/FAO等の活動を通じ、制度・基準の国際的調和に努めています。また、日本の労働に係る二国間協議等についても精力的に行っています。



「第87回ILO総会」

## 人と暮らしの情報基地

大臣官房統計情報部では、政策立案を支援する各種統計調査の企画・実施・解析と、厚生労働省における行政情報化推進のための情報処理システムの企画・開発を行っています。

## 統計による政策決定の支援

説得力ある確かな政策論を展開するためには、統計数値に依拠した論議が重要です。

統計情報部では、人口、世帯、保健、福祉、勤労者の雇用、賃金に関して大規模な全国的調査を実施しており、不定期の特別調査と合わせ

て、厚生労働省の政策決定過程において大きな役割を果たしています。

また、この膨大なデータは、広く一般に公開され、貴重な資料として各方面で利用されています。

## (主な定期的統計調査)

人口動態に関する統計調査	人口動態調査、生命表	
保健に関する統計調査	医療施設調査、患者調査、受療行動調査、医師・歯科医師・薬剤師調査、衛生行政報告例、地域保健・老人保健事業報告	
社会福祉その他の社会保障に関する統計調査	社会福祉施設等調査、地域児童福祉事業等調査、福祉行政報告例、社会医療診療行為別調査、介護サービス施設・事業所調査	
国民生活に関する統計調査	国民生活基礎調査、保健福祉動向調査	
雇用に関する統計調査	毎月勤労統計調査	雇用動向調査、雇用管理調査、労働経済動向調査、産業労働事情調査、雇用構造に関する特別調査
賃金・労働時間に関する統計調査		賃金構造基本統計調査、屋外労働者職種別賃金調査、賃金引き上げ等の実態に関する調査、賃金労働時間制度等総合調査
労使関係に関する統計調査	労使関係総合調査	
労働災害・労働安全衛生に関する統計調査	労働災害動向調査、労働安全衛生に関する調査	

## 厚生労働省における行政情報化の推進

情報通信技術の行政分野への活用を図る行政情報化は、「行政情報化推進基本計画」に基づき政府全体で推進されています。

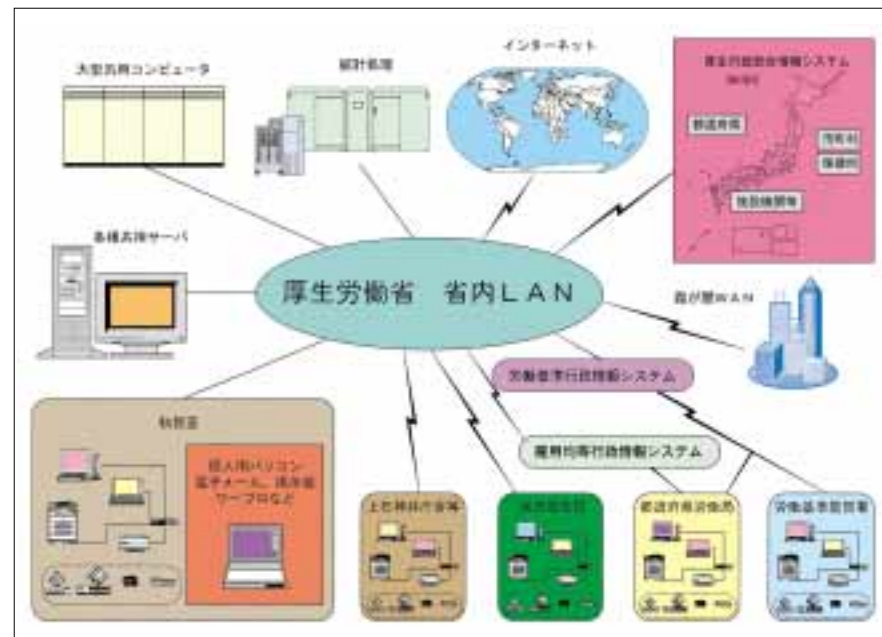
電子メールや掲示板、文書管理システムなど省内、地方支分部局に整備されたネットワークや情報システムを活用し、事務のペーパーレス化、効率化を進め、施策決定の迅速化を図るとともに、霞が関WANや地方公共団体等とのネットワークにより文書の送付や調査・報告を行う

など行政機関の間での連携を強化しています。

それとともに、21世紀初頭の電子政府の実現をめざし、行政の情報化が国民の負担軽減など、国民の立場に立った行政サービスの向上に結びつくよう申請・届出等手続の電子化、ワンストップサービスなどを推進しています。これにより2003年までに行政手続をインターネットを利用しペーパーレスで行えるよう基盤構築に取り組んでいます。

また、国民に開かれた行政を目指し、ホームページを利用した情報提供を広範に行っています。

## 厚生労働省の行政情報化



## 明日の医療を考える

近年の高齢化、疾病構造の変化、医療の質を求める国民の声の高まりなどに応え、21世紀における良質で効率的な医療提供体制の実現に向けた政策の企画立案を行っています。

### 新世紀の医療政策

病気やけがの時、安心して質の高い医療を受けられる医療を実現していくことは、国民誰もが願うところです。

我が国の医療は、平均寿命や乳児死亡率等で見れば、世界最高水準に至っている一方で、ベッド当たりの医療従事者（医師・看護師等）の数が少ないこと、平均入院日数が長いこと等の問題を抱えており、我が国の経済・生活水準に見合った質の高い医療提供体制を構築することが重要な課題となっています。

そこで、新世紀における「質の高い」「効率的な」医療の実現を目指し、医療を取り巻く諸相から抜本的な改革に取り組んでいます。



緊急医療の確保

### 医療を支える

#### 「人」と「モノ」の充実

医療政策推進の基礎となる「人」（医師、看護師等）と「モノ」（病院等）の両面にわたる整備を進めています。

医療の担い手となる「人」については、量的に充足されるだけでなく、その養成の在り方を見直しながら、国民の健康と命を預かるのにふさわしい質の高い人材の確保を図っています。

また、病院等の医療施設については、へき地や離島などの地域における医療機関の整備、救急医療の確保等を図っています。



質の高い人材の確保

### 国民の求める医療提供の実現

情報化の進展により、医療に関する情報への国民のニーズが高まっていることに対応するため、医療の提供に当たって適切な説明を行い、患者の理解を得るように努めるインフォームド・コンセントの理念の普及・啓発を行い、医療の担い手と患者の信頼関係に基づいた医療提供の実現を目指しています。

また、第三者機関による病院機能評価の支援等の取組により、患者が医療機関を選択するに当たって必要な情報の提供を進めています。

さらに、患者の生命に関わる医療事故を防止するため、医療機関の指導などを通じた取組を行っています。

### 未来の医療を支える医薬品・医療機器産業の振興

医療の高度化・専門化に伴い、これまで不治の病とされたきた病気の克服や、患者の苦痛をできるだけ少なくする新しい医療技術の開発（最新のヒトゲノム解析の研究成果に基づくオーダーメイド医療の開発等）が行われています。

これらの新しい医療技術を支え、国際的な競争を見据えた医薬品・医療機器産業の振興を図るとともに、さらに、近年進歩の著しい情報処理技術や通信技術を応用したシステムの構築等の施策を推し進めています。



最新のヒトゲノム解析の研究成果

## 疾病の克服と健康の増進を目指す

保健所等を通じた地域保健の向上、エボラ出血熱、エイズ、結核などの感染症や糖尿病、がんなどの生活習慣病の対策を講じるとともに、適正な臓器移植の推進を図り、国民一人一人の健康の向上に取り組んでいます。また、理・美容店などの生活衛生関係営業の振興策、シックハウス対策のほか、水道の整備等を担い、快適な生活環境の確保にも取り組んでいます。

### 21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進

21世紀の少子・高齢社会において、活力ある日本を実現するためには、病気そのものを減らし、痲ほうや寝たきりにならない状態で生活できる期間（「健康寿命」）を延ばしていくことが重要です。従来は、疾病の早期発見、早期治療（「二次予防」）に重点を置いた施策が中心でしたが、これに加えて生活習慣の改善（「一次予防」）にも重点を置いた施策が必要となりました。このため、生活習慣病の予防等を図るための目標を示した「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を実施し、広く関係団体等の協力を得ながら、一人一人が主体的に健康づくりに取り組むための運動を総合的に推進していくこととしています。

### 感染症対策

我が国の感染症対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を中心に実施しております。この法律に基づき、感染症の発生状況を迅速かつ正確に把握し、国民に情報提供するとともに、感染症の予防と患者の人権の尊重という国民的要請を両立できるよう感染症の患者に対する医療体制や入院手続の整備を図っています。このほかエイズ、インフルエンザを始めとした各種感染症の予防のための指針を定めるなど、感染症対策に積極的に取

り取り組んでいます。

### 臓器移植の推進

脳死は人の死か、また、脳死した者の身体からの臓器移植は認められるかをめぐって活発な議論がなされてきました。こうした議論を踏まえ、脳死下での臓器提供に途を開く「臓器の移植に関する法律」が成立し、平成9年10月から施行されました。

この法律では、臓器提供者本人が生前に書面による意思表示を行っていることが、脳死判定と臓器提供の重要な要件とされています。このため、地方公共団体等の関係機関の協力の下、こうした意思表示を容易かつ確実にを行うことができる「臓器提供意思表示カード」の積極的な配布を行う等普及啓発に取り組むことにより、我が国に移植医療が定着するよう努力しています。

また、平成11年2月末に臓器移植法施行後初めての脳死下での臓器提供が行われ、その後数例の脳死下での臓器提供が行われましたが、それらの一連の経過の中で様々な課題が明らかになって来ました。このため、第三者的な立場から脳死下での臓器提供事例について検証を行う検証会議の開催、臓器提供手続を適正かつ円滑に行うための説明会の開催・マニュアルの配布等を行ってきたところですが、今後も、臓器移植の一層の推進に向けた関連施策を行うこととしています。

### 生活衛生関係営業の振興

生活衛生関係営業（ ）は、日常生活に密着したサービスを提供していますが、営業形態は中小零細企業が多く、衛生水準の維持向上のための支援が必要となります。生活衛生同業組合の活動の推進、生活衛生営業指導センターの経営指導体制の充実等を通じ、生活衛生関係営業の振興に取り組んでいます。

### 国民を守る安心な水道づくり

水道水源を確保し、またO-157、クリプトスポリジウムなど新たな水質問題に対応するとともに、オゾン、活性炭、膜処理などの高度浄水施設の導入を促進するなど、安心な水道を確保するための総合的な対策を進めています。

「臓器提供意思表示カード」



「生活衛生関係営業」とは理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業、興行場営業、飲食店営業、食肉販売業、喫茶店営業、冰雪販売業をいい、全国で約255万施設あります。



「インフルエンザはかぜじゃない」

### 政策医療ネットワークの構築

全国の218の国立病院・療養所（国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター）の運営を担当し、国民の医療の向上に大きく貢献しています。

#### 国立病院・療養所の役割

民間の医療機関などの整備が進む中で、国立病院・療養所としては、地域医療は他の医療機関に委ね、国の政策として担うべき医療（政策医療）への対応に特化していく必要があります。

具体的には、

- 高度先駆的医療
- 脳死体からの臓器移植
- がんに対する陽子線治療
- 歴史的、社会的経緯等により地方・民間では対応困難な医療
- ハンセン病（国立療養所でほぼすべてに対応）
- 筋ジストロフィー（国立療養所で約8割対応）
- 重症心身障害（国立療養所で約5割に対応）
- 国家の危機管理、国際貢献
- 東海村ウラン加工施設事故での医師、看護婦の派遣
- キルギス人質拉致事件での医師等の現地派遣
- 国際的見地から重要な医療政策の実践
- コンピュータ西暦2000年問題対応モデルマニュアルの策定
- 診療報酬支払い方式のモデル的試行等に取り組んでいます。

#### 政策医療機能の強化

国立病院・療養所は、政策医療機能の強化を図る必要があります。このため、限られた医療資源を集中、集約すべく再編成（統廃合、経営移譲）を進めるとともに、施設間の連携強化を図るべくネットワークの構築を進めています。



「心臓血管カテーテル検査室」

**再編成の推移**（人員、設備等の集約）  
政策医療の役割を担えない施設の統廃合、民間や地方自治体等への経営移譲

・239施設（昭和61年当時）から153施設へ（平成12年4月1日現在では、34施設の再編成を実施）

・独立行政法人化する平成16年度までに概ね完了

**政策医療ネットワーク**（施設間の連携）  
各施設の政策医療機能を明確化  
政策医療分野毎に国立高度専門医療センター等を中心として、診療、臨床研究、教育研修、情報発信が一体となった政策医療ネットワークを構築（具体例）  
・医療情報の交換、研究データの共有化  
・各分野毎の研修会、協議会  
・多施設共同研究

#### 独立行政法人化

近年の行政改革の流れの中、国立病院・療養所は、国立高度専門医療センターやハンセン病療養所を除き、平成16年度に、独立行政法人（公共的な事務・事業を行う独立の法人格を有する法人）に移行することとなっています。

独立行政法人化後は、経営の効率化を図りつつ、主体的・機動的な事業運営を行うとともに、国立として残る国立高度専門医療センターを中心に、引き続き政策医療の役割を担っていく必要があります。

現在、そのための検討・準備作業に取り組んでいます。

### 医薬品と医療の安全を求めて

医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具の有効性・安全性の確保対策や医療施設における安全対策のほか、血液事業、麻薬・覚せい剤対策など、国民の生命・健康に直結する諸問題を担っています。

#### 国民の生命・健康を預かる

医薬品や医療用具の進歩は、国民の保健衛生を格段に向上させてきましたが、近年では、先端技術の急速な発展に伴い、さらに効き目のすぐれた多くの製品が開発される一方、使用方法が難しいものや、時に重い副作用をもたらすものも増加しています。このような中、医薬品等の安全性に対する関心はかつてない高まりをみせています。

医薬局では、こうした状況を受け、医薬品等の安全性・有効性等を確保するため、治験から承認審査、市販後に至るまでの総合的取組を進め、国民の生命・健康を守っています。

#### 有効な医薬品等を迅速に提供する

医薬品の開発の最終段階である治験については、平成10年4月より、「医薬品の臨床試験の実施の基準（新GCP）」を全面施行し、その科学性・倫理性の確保を図っていますが、一方で、国内の治験の停滞が指摘されていることから、被験者の積極的な治験参加を求めていく体制や治験実施医療機関の体制の整備を図り、治験が円滑に実施されるよう取り組んでいます。

また、医薬品等の承認審査体制については、平成9年7月に承認審査を専門に行う「医薬品医療機器審査センター」を設置し、3年計画で審査官等の倍増を図るなど、抜本的な体制の強化を図り、欧米と比べても遜色のない迅速な審

査を行っています。

さらに、優れた医薬品を国民に迅速に提供するため、「日・米・EU三極医薬品承認審査ハーモナイゼーション国際会議（ICH）」等を通じ、医薬品等についての規制の国際的な調和を図っています。



「薬と健康の週間」

#### 医薬品等の安全性を追求する

医薬品等の安全性を確保するためには、副作用等の情報を国内外から幅広く収集し、適切に評価するとともに、迅速に対策を講じ、こうした情報を医療関係者等に幅広く提供する必要があります。このため、様々な安全対策のシステムの構築を進めるとともに、平成11年5月には、インターネットを活用した「医薬品情報提供システム」の運用を開始しました。

また、複数診療科受診による重複投薬や相互

作用を排除するとともに、薬剤師による十分な服薬指導を行うため、「医薬分業」を進めています。

### 医療の安全を求める

国民が安心して医療を受けることができるよう、ガイドラインの作成など各種の院内感染対策を実施するほか、医療の安全を確保するための施策を進めています。

### 国民の献血による安全な血液製剤を提供する

献血血液から作られる輸血用の血液製剤や各種の血漿分画製剤は医療上欠かせない貴重な医薬品です。このため、献血の推進、献血血液の有効利用、医療現場における血液製剤の適正使用、最新の科学技術の導入等のための各種施策を進め、血液製剤の国内自給及び安全性確保に取り組んでいます。



献血の推進

### 薬物乱用のない社会を目指す

近年、我が国では、覚せい剤を中心として薬物乱用が大幅に増加し、特に青少年の間にも薬物乱用が広まっており、深刻な情勢が続いています。

こうした状況に対応するため、平成10年5月に策定した「薬物乱用防止5カ年戦略」に基づき、乱用撲滅総合推進省庁として、取締りの強化、啓発活動の充実、再乱用防止対策の推進、国際協力の推進などの様々な取組を進めています。

### 食品の安全性を確保する

食中毒の防止に万全を期すとともに、食品に関する各種基準の策定に取り組むなど、私たちが毎日口にする食品の安全性を確保するという重要な施策を行っています。

### 食品の安全性への関心の高まり

近年、食品流通の国際化は著しく、また国民の趣味嗜好も多様化しており、輸入食品、健康食品など多種多様な食品が流通するようになりました。同時に、ダイオキシンや内分泌かく乱化学物質、食物アレルギーなど新たな問題も発生しています。このように食生活をめぐる環境が大きく変化する中で、食品の安全性に対する関心は高まるばかりです。こうしたことを踏まえ、食品保健部では、食品の安全性を確保し、国民の生命と健康を支えていくため、様々な施策を展開しています。具体的には、食品製造業者等が遵守すべき食品、添加物、残留農薬の規格や基準を定めたり、全国の地方自治体や検疫所を通じて、食品製造施設の衛生管理や流通食品の安全性確保のための監視指導を行っています。

また、食肉や食鳥肉については、全国の地方自治体を通じて、獣畜や食鳥が衛生的に処理されるように検査を実施しています。

さらに、食中毒のように飲食が原因となる事故を未然に防ぐために、家庭での予防マニュアルを作成するなど、国民に対し様々な情報提供を行っています。

### 遺伝子組換え食品

遺伝子組換え食品の安全性確保については、内外の関心が高まっており、以下のような取組を行っています。



みかんの検査



コーデックス会議

①適切な安全性審査：遺伝子組換え食品の人への健康影響については、安全性評価指針に基づき審査しています。平成13年4月から、この審査を法的に義務づけることとしており、これにより安全性確保が一層確実なものとなると考えています。

積極的な情報公開：厚生労働省ホームページを通じて、遺伝子組換え食品に関する情報提供に努めています。また安全性審査については、その審議内容や開発企業の申請書類を一般に公開しています。

国際会議の運営：遺伝子組換え食品の世界的な流通の拡大に伴い、その安全性評価等に関する国際的な基準づくりが求められています。我が国は、コーデックス委員会（FAO/WHO合同食品規格委員会）バイオテクノロジー応用食品特別部会の議長国に選任されたところであり、食品保健部はその舵取り役として、国際基準策定に積極的に取り組んでいます。

### 栄養補助食品

我が国では、国民の健康に対する関心、知識の向上や食経験に基づく知見の積み重ねなどから、これまで、医薬品として使用されてきた錠剤、カプセル等の通常形態以外のものも、食品として扱われるようになってきています。

このような食品は、適切に摂取すれば保健の維持増進に役立つ一方、商品によっては不適切な表示や不適切な方法による摂取などにより、健康を損なうことも考えられます。

こうしたなか、「いわゆる栄養補助食品の取扱いに関する検討会」において検討が行われ、平成12年3月に報告書がとりまとめられました。

本報告書では個別許可型と規格基準型の類型を設け、栄養成分の規格、栄養機能等の表示の基準、製造基準等を定めて、正しい情報提供と安全性の確保等を図ることとされており、今後は、これに基づき、具体的な制度整備を進めることとしています。



## 意欲にあふれ、健康で安心して働ける環境づくり

労働基準局では、労働時間の短縮をはじめとした労働条件の確保・改善、労働者の安全と健康の確保、的確な労災補償の実施などの諸対策を進めるとともに、勤労者生活の充実のための総合的な対策を推進しています。

### 労働条件の確保と向上のために

労働基準局においては、心身ともに健康でゆとりのある勤労者生活の実現を基本的な使命としており、労働者の最低労働条件を確保して一定レベル以上のものを維持することはもとより、社会経済情勢の変化に即応した課題に積極的に取り組むこととしています。

そこで、まず、労働基準関係法令に規定された労働条件の明示、労働時間の管理等の法定労働条件の確保を図るため、監督指導を行なっています。

また、個別の労使間の解雇や配置転換等労働条件に関する紛争事案の増加に対応し、これらの紛争について、紛争当事者による自主的な紛争解決を促進するため、労働者又は使用者からの申請に基づき、都道府県労働局長が、事実関係を調査・整理し、紛争の早期解決のための助言指導を行う紛争解決援助制度の積極的な運用を図っています。



労働環境をみつめる厳しい眼差し

労働基準行政の関係法律としては、労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法などが制定されており、国の一元的な労働基準行政機関として、都道府県労働局（47局）及び労働基準監督署（全国343署及び4支署）が設置・運営されています。

### 賃金対策

労働条件の主要な要素である賃金については、最低賃金法に基づき、賃金の最低限度が定められており、使用者は労働者に対してこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金には、各都道府県ごとにすべての労働者に適用される地域別最低賃金と特定の産業の基幹的労働者に適用される産業別最低賃金があります。

### 未払賃金の立替払事業

賃金の支払の確保等に関する法律に基づいて、企業倒産等により賃金の支払を受けられないまま退職した労働者に対し、国が事業主に代わって未払賃金のうち一定の範囲のものを労働者に立替払する未払賃金の立替払事業を行っています。

### 労働時間の短縮に向けて

労働時間の短縮は、豊かでゆとりある勤労者生活を実現するために必要不可欠な国民的課題となっています。

平成11年7月に閣議決定された「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」においては、政府の重要な政策方針として「所定外労働の削減等による年間総実労働時間1,800時間の達成・定着」があげられており、週40時間労働制の遵守の徹底、年次有給休暇の取得促進所定外労働の削減を3つの柱として労働時間短縮対策を推進しています。

### 労働保険の適用促進及び保険料の適正徴収

労災保険、失業保険の給付、各種の労働福祉事業、雇用安定事業、職業能力開発事業等の財源となる労働保険の保険料を公正かつ適正に徴収するため、労働保険の年度更新時や毎年10月の「労働保険適用促進月間」における労働保険制度の周知徹底、労働保険未手続事業の解消等を推進しています。

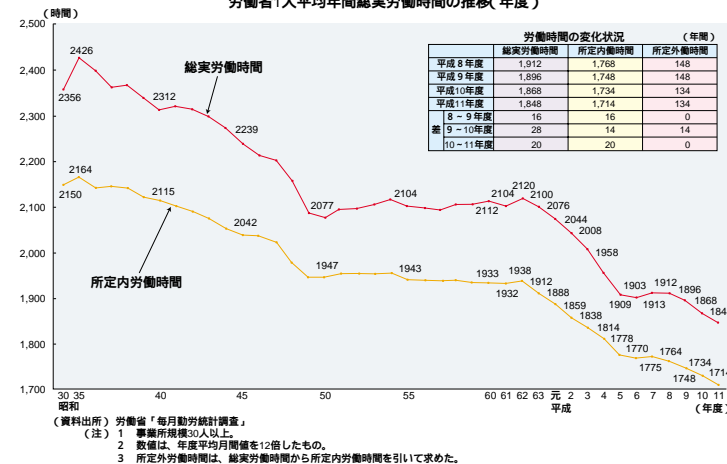


「労働保険適用促進月間」

### 労働基準監督署では主に次のような仕事を行っています

- 1 事業場に対する監督指導
- 2 重大・悪質な法違反事案等についての司法処分
- 3 事業主等から提出される許認可申請、届出等の処理
- 4 申告・相談等に対する対応
- 5 生産設備の安全性の検査
- 6 災害調査・統計調査の実施
- 7 労災保険の給付

労働者1人平均年間総実労働時間の推移(年度)



## 健康で安心して働ける職場の実現

労働災害による死傷者数が年間約5.7万人を数える現状等を踏まえ、各種の労働災害防止対策や労働者の健康確保対策を積極的に展開し、働く人々の安全と健康の確保に取り組んでいます。

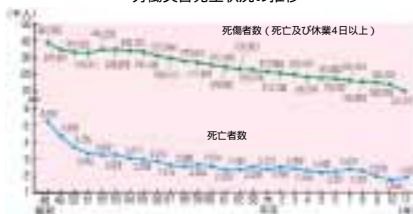
### 労働災害防止対策の推進

労働力人口の高齢化や技術革新の進展等労働者の安全と健康をめぐる状況に変化が生じています。

労働災害による死傷者数は、全体としては、減少傾向にあります。今なお年間約5.7万人の方々が就業中に被災しています。また、社会的には「過労死」が大きな問題となっています。

このような中で、平成10年度に策定された第9次の労働災害防止計画に基づき、労働安全衛生法に基づく様々な対策を計画的に推進しています。

労働災害発生状況の推移



資料出所：労働省労働基準局調べ

### 健康確保対策の推進

すべての労働者が心身両面にわたり健康でその能力を十分に発揮できることは非常に重要です。このため、じん肺症や有機溶剤等による中毒等の職業性疾病の予防を法令により事業者に義務づけるとともに、化学物質の有害性調査の推進や積極的な健康づくりを計画的かつ継続的に行うため「心とからだの健康づくり（トータル・ヘルスプロモーション・プラン：THP）」の推進を図っています。

また、小規模事業場での健康管理や産業保健スタッフの支援のため地域産業保健センターや産業保健推進センターの整備を進めています。

さらに、職場の快適化がそこで働く人々の健康障害の防止のみならず事業の活性化につながることから、快適な職場形成の指針を定める等により快適職場づくりを推進しています。



THPによる運動場面

## 的確な労災補償の実施

労災補償部では、不幸にして労働災害にあわれた方やその遺族に対して、労災保険による迅速かつ的確な保険給付に努めています。

また、被災労働者の早期社会復帰対策、重度被災労働者に対する介護施策等を総合的に推進しています。

### 労災保険の目的

労災保険は、業務災害又は通勤災害による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、併せて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

### 適用

国内で労働者を使用する事業は、原則として労災保険が適用され（適用事業）、適用事業に使用される労働者が被災した労働災害に対して保険給付などが行われます。

また、中小事業主、労働者を使用しない自営業者、海外派遣者などには、特別加入制度が設けられています。

### 保険給付の種類

保険給付は以下のとおりです。

- 療養補償給付（療養給付）……療養の給付（現物給付）あるいは療養の費用の支給
- 休業補償給付（休業給付）……給付基礎日額（原則として、平均賃金相当額。以下同じ。）の60%
- 傷病補償年金（傷病年金）……給付基礎日額の313～245日分の年金
- 障害補償給付（障害給付）……給付基礎日額の313～131日分の年金あるいは503～56日分の一時金
- 遺族補償給付（遺族給付）……給付基礎日

額の245～153日分の年金あるいは1,000日分の一時金  
 葬祭料（葬祭給付）……315,000円+給付基礎日額の30日分又は給付基礎日額の60日分のいずれが多い方  
 介護補償給付（介護給付）……介護費用として支出した実費（上限額あり）又は一律定額の支給

（ ）内は通勤災害の場合の保険給付です。

### 労働福祉事業

労働福祉事業として次のような事業を行っています。

- 社会復帰促進事業……労災病院等（39カ所）の設置・運営等
- 被災労働者等援護事業……特別支給金、労災就学等援護費の支給等
- 安全衛生確保事業……労働災害防止対策の実施、産業医学の振興等
- 労働条件確保事業……未払賃金の立替払事業等



労災特別介護施設における介護

## 勤労者がゆとりと豊かさを真に実感できる社会を目指して

ゆとり、安心、活力ある勤労者生活が実現できるよう、勤労者財産形成促進制度の普及や自由時間充実対策、テレワーク普及事業などを行っています。

さらに、中小企業で働く人たちが安心して働けるよう、中小企業退職金共済制度の普及や、中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の推進など様々な施策を行っています。

### 勤労者生活の充実

我が国経済が成熟化する一方で、勤労者生活は労働時間や居住環境等の面で必ずしもゆとりと豊かさを実感できるものとなっていません。また、引退後の生活への不安が払拭できていない状況にあります。こうした中で、職場、家庭、地域における生活が生涯を通じてそれぞれ充実し、かつ相互にバランスを保った、ゆとり、安心、活力ある勤労者生活が実現できるよう、条件整備を図る必要があります。

このため、勤労者財産形成促進制度（財形制度）により勤労者の計画的な資産形成を促進しています。また、リフレッシュ休暇制度の普及を促したり、勤労者がボランティア活動等の社会活動に参加しやすくなるような環境整備を推進するなど、勤労者が自由時間を充実して過ごせるような対策を講じています。さらに、通勤混雑の緩和や通勤時間の短縮に資するとともに、就業形態の多様化に対応することができる働き方としてテレワークの普及事業を推進しています。

### 中小企業で働く人たちに 関する施策

中小企業は我が国の経済社会において重要な地位を占めているところです。しかしながら、中小企業で働く人たちの労働福祉の状況は、大企業で働く人たちに比べると、なおも十分なも

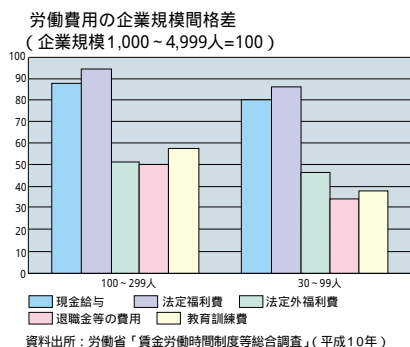


「さわやかに地域へ、社会へ」

のとはいえない状況にあります。

我が国の経済社会の活力を維持し良好な発展を図るためには、中小企業で働く人たちが安心して働くことができ、ゆとりと豊かさを実感できるようになることが重要だと厚生労働省は考えています。

そのため、厚生労働省としては、労働福祉における企業規模間格差の是正という観点から、退職金や福利厚生といった分野において中小企業を支援することにより、中小企業で働く人たちの生活がより豊かなものとなるように、中小企業退職金共済制度の普及や、中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の推進など様々な施策を行っています。



## 雇用の創出・安定を図り、雇用不安を払拭するための雇用対策の推進

職業安定局では、現下の厳しい雇用情勢の中で、雇用の安定、再就職の促進に全力で取り組んでいるほか、経済・産業構造の転換に的確に対応して、新規・成長分野を中心とした雇用機会の創出、雇用のミスマッチの解消などを重点とした雇用対策を積極的に推進することにより、国民の雇用不安を払拭し、再び希望と活力にあふれた経済社会をつくりだすことを目指しています。

### 魅力ある雇用の創出

厳しい雇用失業情勢に対応するためには、雇用の維持や再就職の促進等の支援を行うことと併せて魅力ある雇用機会の創出を図っていくことが重要です。

このため、職業安定局としては、今後の発展が見込まれ雇用機会の創出の担い手として期待される新規・成長分野を対象とした「新規・成長分野雇用創出トータルプロジェクト」を実施し、ベンチャー企業を含めた新規・成長分野の企業の創業支援・事業展開支援を行いながら、それら分野への人材の円滑な移動を図り、雇用機会の創出を図っています。

また、創業や異業種への進出を行う中小企業が労働者を雇入れた場合に助成金を支給するなど様々な支援を行うことにより、中小企業における良好な雇用機会の創出を図っています。

### 労働力需給のミスマッチの解消

公共職業安定所等による円滑な労働移動に対する支援

公共職業安定所の各種サービスや情報を効果的に提供するため、情報通信技術の積極的な活用にも努めています。具体的には、首都圏、近畿圏、その他政令指定都市の公共職業安定所が受理した求人情報や各種の雇用関連情報（助成金案内、労働市場情報等）公共職業安定所のサービスの概要などをインターネットにより試行的

に提供しています。

また、厳しい雇用失業情勢の中、求人確保を図るため、求人開拓推進員の配置や経済団体との連携による求人開拓を積極的に推進するとともに、確保した求人情報を提供する拠点として、「ハローワーク情報プラザ」を各都道府県に設置し、求職者が迅速に情報にアクセスできるような環境整備を推進しています。

### 民間労働力需給システムの整備

職業紹介事業や労働者派遣事業を含む民間の雇用関連サービスを対象とするILO第181号条約の採択や社会经济情勢の変化等を踏まえ、我が国経済構造改革に適切に対処し、労働力需給調整機能を強化する観点から、労働者の保護にも配慮しつつ、労働者派遣法、職業安定法が改正され、両法は平成11年12月から施行されました。

技術革新の進展や多様な働き方を希望する労働者の増加など、労働力需給双方の変化の中で、労働者派遣事業や有料職業紹介事業などの民間の労働力需給調整機能を有効、適切に活用できるようにするとともに、事業が適正に運営されるようにするため、制度の周知徹底と指導監督に努めています。

### 新規学卒者の就職支援等の 若年者雇用対策

新規学卒者の就職は、学校生活から職業生活

に入る人生の大きな転機であり、その適切な移行が望まれます。しかし、最近の新規学卒者の就職環境は厳しい状況にあり、未就職卒業者も増加する傾向にあります。また、職業に対する理解不足などから、就職後早期に離職する者も多い状況です。

このため、職業安定局では、求人情報の提供、職業相談、紹介等新規学卒者等の就職のための支援を行っています。また、職業意識の啓発を図り、適切な職業選択が円滑になされるよう、セミナーや職場見学などを行うほか、在学中に就業体験を行うインターンシップの導入促進にも努めています。



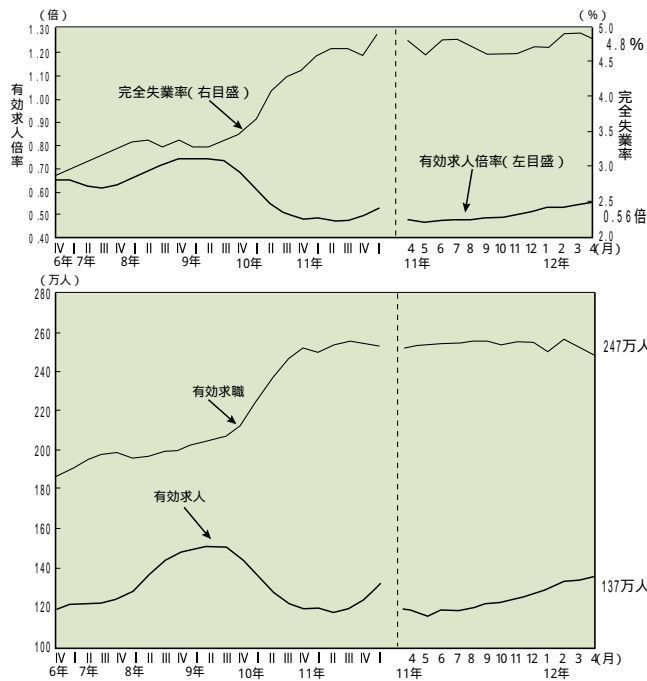
ハローワークの職業相談窓口の様子

## 雇用セーフティ・ネットの確立

雇用に係わるセーフティ・ネットの中核として、「雇用保険制度」が設けられています。同制度により、求職者給付（基本手当）、育児・介護休業給付、教育訓練給付など必要な「失業等給付」を行うほか、「三事業（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業）」として、各種の雇用対策等を展開しています。

### 【完全失業率、有効求人倍率、有効求人、有効求職の推移】

最近の雇用失業情勢は、4月の有効求人倍率が前月より0.03ポイント上昇し0.56倍と10年4月の水準まで回復した一方、完全失業率は4.8%と前月より0.1%ポイント低下したものの、依然として高水準で推移している。したがって、雇用情勢は、依然として厳しい状況にあるものの、企業からの求人は着実に増加しているなど一部に改善の動きが現れている。



(資料出所) 労働省「職業安定業務統計」、総務庁統計局「労働力調査」  
 (注) 1.季節調整値。2.12年4月の完全失業者数(実数)は3446万人

## 誰もが安心して働くことができる社会づくりのための施策の充実・強化

アクティブ・エイジングの観点に立ち、高齢者雇用対策を総合的に推進するとともに、障害者の雇用の促進・安定のための施策を展開しています。

### 65歳まで現役として働くことができる社会の実現

現在、我が国では急速な高齢化が進展しており、2010年には労働力人口の約5人に1人が60歳以上の高齢者になると見込まれています。こうした中、経済社会の活力を維持するためには、「アクティブ・エイジング(活力ある高齢化)」の観点に立ち、将来的には高齢者の方々がその意欲と能力に応じて年齢にかかわらず働き続けることができる社会を実現することが重要です。

このため、定年の引上げや継続雇用制度の導入等による65歳までの安定した雇用の確保、中高年齢者の再就職の援助促進、シルバー人材センターなどを活用した多様な形態による雇用・就業の確保等に努めています。



「高齢者雇用促進月間」

### 障害者の社会参加の促進

障害者の雇用を通じた社会参加を図るため、事業主を対象とした雇用率制度の運用をはじめ、障害者の雇用の促進及び職業の安定に向けた諸対策の一層の充実強化に努めています。(障害者雇用を促進するため、毎年9月を障害者雇用促進月間としています。)



「障害者雇用促進月間」

### 次代を担う人材の育成に向けて

情報化や技術革新の進展や国際競争の激化等による産業構造の急激な変化の中で、我が国が活力ある豊かな社会を築いていくためには、次の時代を担う高度で創造的な人材の育成が不可欠となっています。

#### 高付加価値化を担う 人材育成の推進

現在、我が国経済社会は産業構造の急速な変化に直面しており、産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担える人材を育成していくことが急務となっています。

こうしたことから、現在、職業能力開発短期大学校において行っている職業訓練に加えて、より高度な職業訓練を実施する「職業能力開発大学校」を平成11年度から平成13年度にかけて全国のブロックごとに設置することとしております。



九州職業能力開発大学校 校舎

#### 労働者の自発的な 職業能力開発に対する支援

近年、労働者や企業の意識変化に伴い、労働者が主体的に能力を高めようとする自発的な職業能力開発の重要性が増してきています。

そのために、時間面、費用面、情報面を中心に、事業主を通じて、又は、労働者に対して直接、様々な支援を行っています。

平成10年12月には労働者が自発的に教育訓練を受けた場合に負担した費用を直接助成する「教育訓練給付制度」を創設しました。



アビリティガーデン

#### ホワイトカラーの 職業能力開発の推進

ホワイトカラーには、職務内容の変化への対応が可能となるよう、高度な専門能力が求められるようになってきました。

こうした、ホワイトカラーの職業能力開発に関する拠点として開設した「生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）」において実践的な研究開発、先導的モデル的な教育訓練、情報提供・相談援助などを展開しています。

また、ホワイトカラーの職務遂行に必要な専門的知識・能力の段階的・体系的な習得を支援する「職業能力習得制度（ビジネス・キャリア制度）」を実施しています。

#### 産業基盤を支える 技能人材の育成

今後我が国の経済が発展していくためには、産業の基盤である「ものづくり」を担う人材の育成が急務となっています。このため、優れた熟練技能の活用や継承に対する支援を行うため、「高度熟練技能活用促進事業」を推進しているほか、技能者の社会的・経済的地位の向上を図るため、職業能力検定の推進や技能五輪全国大会をはじめとする各種技能競技大会の開催など、技能尊重機運の醸成に向けた様々な取組を行っています。



第35回技能五輪国際大会（於カナダ）

## 雇用均等・子育て支援対策の総合的展開

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策、職業生活と家庭生活との両立支援対策、パートタイム労働対策、家内労働対策、在宅ワーク対策など、雇用の場をはじめ家庭、地域に男女が共同して参画できる社会の実現のための施策を総合的に展開するとともに、急速に進行する少子化などに対応し、保育サービスなどの子育て支援対策、児童虐待防止対策、母子家庭及び寡婦の自立支援対策、児童の健全育成対策、児童手当、母子保健医療対策など、子どもと家庭に関する福祉、保健医療、手当の諸施策を総合的に推進しています。

### 雇用の分野における 男女の均等な機会と待遇の確保

女性が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは、働く女性のためだけでなく、経済社会の活力を維持していく上でも重要な課題です。

このため、男女雇用機会均等法に基づき、募集や配置・昇進、解雇等において男女均等な取扱いが行われるよう企業の雇用管理を指導するとともに、機会均等調停委員会の調停等により女性労働者と事業主との間の紛争の迅速・円滑

な解決を図っています。

また、男女労働者の間に事実上生じている「管理職はほとんどが男性」といった格差を解消するための企業の積極的取組「ポジティブ・アクション」を促すため、企業の人事労務担当者に対する情報提供や、セミナーの実施等を行っています。

さらに、「女性と仕事の未来館」(東京・港区)において、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、女性起業家支援、働く女性に関する情報の提供等各種事業を行っています。

### 仕事と育児や家族の介護との 両立を図るために

少子・高齢化が進む中で、労働者が生涯を通じて充実した職業生活を営むためには、仕事と育児や家族の介護とを両立させつつ、その能力や経験を生かすことのできる環境を整備することが極めて重要となっています。

このため、育児・介護休業法に基づき、(1)育児休業・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、(2)育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備、(3)育児、介護等のために退職した方に対する再就職支援などの施策を推進しています。



「男女雇用機会均等月間」



「仕事と家庭を考える月間」

### パートタイム労働者の 雇用管理の改善

パートタイム労働を魅力ある就業形態としていくため、パートタイム労働法及び同法に基づく指針の周知徹底等により、パートタイム労働者の福祉の増進を図るための総合的な対策を推進しています。

### 在宅ワーク対策の推進

在宅ワーク( )の適正な実施を確保するためのガイドラインを策定し、周知・啓発を図るとともに、在宅ワーカー等に対する情報提供、相談体制の整備等による支援を推進しています。

「在宅ワーク」とは、情報通信機器を活用して在宅形態で自営的に行われる働き方を言います。

### 家内労働対策の推進

家内労働者の労働条件の改善を図るため、家内労働法に基づき、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定及び周知、安全衛生の確保等を推進しています。

### 少子化の進行と対応

少子化とは出生率の低下により、子どもの数が減少することをいいます。女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成10年において1.38と史上最低を更新しました。

少子化の主な要因は、仕事と子育ての両立や子育ての負担感の増大を背景とする未婚率の上昇です。少子化の進行による問題としては、労働力減少や高齢者比率の上昇を通じて経済・社会に深刻な影響を及ぼすことがあげられます。

少子化の問題を考えるに当たっては、仕事と子育ての両立や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境を整え、家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会を築くという観点が重要です。

### 少子化問題への取組み

このような観点から、厚生労働省は、少子化対策を総合的に推進しています。

平成11年末には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」を関係省庁とともに策定し、保育サービスの充実や母子保健医療体制の整備について平成16年度までの目標を設定し、計画的に推進していくこととしています。

また、「少子化対策臨時特例交付金」の交付(平成11年度総額2,000億円)などを通じて、地方公共団体が地域の実情に応じて行う少子化対策を支援するとともに、「少子化への対応を推進する国民会議」の開催などを通じ、国民的な理解と広がりのある少子化対策を推進しています。

さらに、少子化の問題は社会全体で取り組むべき問題であることから、ポスター、テレビ、新聞などの媒体を通じて、子育てに対する父親・母親の共同責任や子育ての大切さ・楽しさなど



「育児をしない男を、父とは呼ばない。」

についての広報啓発を行っております。

### 子どもと家庭に関する 施策の推進

少子化対策をはじめ、雇用均等・児童家庭局は子どもと家庭に関する様々な施策を推進しています。

まず保育対策については、保育所への入所を希望しながら入所することのできない待機児童の解消に向けて、0～2歳の低年齢児の保育所への受入れ、在宅保育、休日保育及び一時保育等を推進するとともに、保育所に係る様々な規制の緩和にも取り組んでいます。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当の支給対象年齢の拡大などの施策にも取り組んでいます。

さらに、母子保健の分野においては妊産婦死亡率の減少など従来からの課題に加え、近年では母乳中のダイオキシン類の問題をはじめ、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防、人工授精、体外受精といった生殖補助医療に係る生命倫理の問題などの新たな課題にも取り組んでいます。

### 児童虐待への対応

雇用均等・児童家庭局は、近年社会問題化している児童虐待についても、その取組みを進めています。児童虐待を防止するため、雇用均等・児童家庭局では、児童相談所の機能の強化、関係省庁との連携の強化及び児童虐待に関する啓発運動の推進など、児童虐待の早期発見・早期対応のための様々な取組みを進めています。



「子どもの声に耳をすませて」

### 利用者本位の社会福祉制度を目指して

社会福祉法人制度、福祉に関する事務所、共同募金会、社会福祉事業に従事する人材の確保やボランティア活動の基盤整備など社会福祉の各分野に共通する基盤制度の企画や運営を行うとともに、生活保護制度の企画や運営、ホームレス対策、消費生活協同組合に対する指導など幅広く社会福祉の推進のための施策を行っています。また、先の大戦の戦没者の慰霊、その遺族や戦傷病者に対する医療や年金の支給などを行うとともに、中国残留邦人の帰国や定着自立の援護なども行っています。

### 社会福祉の基礎構造改革の推進

現行の我が国の社会福祉制度の基本的な枠組みは、昭和20年代に、戦傷病者、孤児、貧困等の当時の社会問題への応急的な対応策として、形作られたものです。その後、約50年を経て、少子高齢社会の到来、社会福祉施設の整備の充実など我が国の社会福祉を取り巻く環境も大きく変わり、国民の福祉に対する意識も、かつてのような行政の後見的役割に期待するものから、利用者の自立支援と国民の広い参加を求めるものへと変わってきました。このような時代の要請に応えるために、福祉の個別の分野においては、介護保険制度の創設など、福祉サ

ービスの利用者の選択を尊重する施策の充実が図られてきました。ところが、社会福祉の分野に横断的な、社会福祉法人制度、福祉に関する事務所など、我が国の社会福祉制度の共通基盤の部分については、いまだ、その基本的枠組みを変えてきませんでした。そこで、社会・援護局では、「これからの社会福祉は、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢に関わらず、その人らしい安心のある生活を送ることができるよう自立を支援することにある。」との理念のもと、抜本的な改革を早急に行う必要があると考えました。



福祉人材の確保



機能回復訓練（国立身体障害者リハビリテーションセンターにて）



スポーツを通じた社会参加

## 改革の目的

利用者本位の社会福祉の実現  
時代の要請に的確に応える福祉サービスの充実  
総合的な地域福祉の展開

## 改革に向けた取組

このため、社会・援護局では、平成9年夏以来、社会福祉の基礎構造の改革に精力的に取り組む、このための法案を、平成12年3月国会に提出し、同法案は同年5月に可決・成立しました。現在「社会福祉法」などの新法の円滑な施行に向けて、鋭意取り組んでいるところです。

## 遺骨収集など戦没者の慰霊

先の大戦による310万人の戦没者を慰霊するため、毎年8月15日に天皇皇后両陛下をお迎えして全国戦没者追悼式を開催しています。海外には未だ戦没者の遺骨が残されており、これまで海外戦没者（240万人）のうち、約半数（123万人）の遺骨を収集しました。現在では、旧ソ連地域の抑留中死亡者の遺骨収集を中心に行っています。沖縄、硫黄島や海外の戦域では、慰霊巡拝や戦没者慰霊碑の建立等を行っています。



慰霊巡拝の実施

## 中国残留邦人の帰国と定着自立の促進

終戦時の混乱により孤児となって中国に残った日本人の調査を行い、帰国の促進と日本での定着自立のための援護を行っています。

## 昭和館の運営

平成11年3月には、戦中戦後の国民生活の労苦をテーマにした昭和館（千代田区九段南）を開設し、たくさんの方々にご来館いただいています。



昭和館

## 障害者の自立と社会参加を目指して

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしている社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図っています。

## ノーマライゼーション推進のために

ノーマライゼーション推進のために、ノーマライゼーション7か年戦略「障害者プラン」に沿ってサービス提供体制の充実に取り組んでいます。また、21世紀という新しい時代を迎えるに当たって、障害者の主体性が尊重されるよう、利用者自らが福祉サービスを選択できる新しいサービス利用の仕組みへの移行に向けた取組を行っています。

## 障害者プランの推進

平成7年12月、障害者施策推進本部において、障害のある人が地域社会の中で共に暮らせる社会を創ることを目指した「障害者プラン」が決定されました。

このプランにおいては、バリアフリー化や福祉サービスなどの施策を省庁横断的に盛り込むとともに、平成14年度末に向けた数値目標を明記したところです。

政府一体となって、障害者が生涯を通じて安心して暮らすことのできる活力ある社会の創造に取り組んでいます。

## 新しい障害者福祉サービスの利用の仕組み

ノーマライゼーションの理念の下、障害者の自己決定を尊重し、サービス事業者との対等な関係を確立するため、行政が福祉施設やホームヘルパーなどのサービスを決定する従来の仕組み

（措置制度）を改め、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接に契約する新しい利用制度への移行を進めています。

## 精神障害者の人権に配慮した精神医療の確保、自立と社会復帰の促進

我が国の障害者約575万人のうち、精神障害者の総数は約217万人と推計されています。

精神障害者に対する医療・保健・福祉施策は、ノーマライゼーションの理念の下、「精神障害者の人権に配慮した精神医療の確保」と「精神障害者の方々の社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進」という2つのテーマを中心に、入院患者の処遇の改善、地域で生活する精神障害者の支援などに積極的に取り組んでいます。

## 社会参加の推進

障害者の社会参加を推進するため、様々な支援を行っています。例えば、情報伝達（コミュニケーション）手段の確保のため、障害者への情報提供の充実、手話・点訳に従事する奉仕員の養成・派遣などを行っています。また、在宅の障害者やその家族に対して、福祉サービスを利用するための援助や社会生活力を高めるための支援を行うなど、幅広い施策を推進しています。

平成10年3月に開催された「長野パラリンピック冬季競技大会」において、障害者が活躍する姿は、多くの国民に希望と感動を与えました。厚生労働省としては、引き続き、シドニーパラリンピックへの参加の支援など、障害者スポーツの推進に努めていくこととしています。また、全国身体障害者スポーツ大会、ゆうあいピック（全国知的障害者スポーツ大会）への開催にも取り組んでいます。



### 超高齢化社会への扉がここに

我が国では、21世紀の半ばには国民の3人に1人が65歳以上の高齢者になると予想されています。この世界にも例を見ない超高齢化社会を、全ての国民が健やかで心豊かに安心して暮らせる社会とすることを目指しています。

### 将来の社会づくりを担う

国民の3人に1人が65歳以上の高齢者になると予想されている21世紀の半ばには、「高齢者」も社会を支える存在として活躍しているはず。そのような人生の年輪が堂々と刻まれ、豊かな森を形造るような社会づくりを目指し、日々努力しています。

### 新たな道づくり

現在の国民の最大の不安の1つが介護問題です。何年もの苦闘の末、世紀の大事業である「介護保険」が新たなミレニアムの年に始まりました。この介護保険の前に道はありません。介護保険の後に道ができるのです。介護保険により、5年後には、100万人の雇用が生まれ、社会の情報化が進みます。「介護保険」をキーワードに改革を押し進めていきます。

### 国際的リーダーシップを 発揮するための第一歩

21世紀には、日本だけでなく世界各国が「高齢者の世紀」を迎えます。介護保険をはじめ、日本の取組に対し各国から熱い視線が寄せられています。国際化時代の下、真の国際貢献を目指します。

### ゴールドプラン21の推進

平成12年には、我が国の高齢化率が世界最高の水準に達することが予想されるとともに、介護保険法が施行され、全国の地方公共団体において、老人保健福祉計画と介護保険事業計画が一体的に作成されています。高齢者保健福祉施策は、まさに新たな段階を迎えようとしているのです。こうした状況に対応するため、活力ある高齢者像の構築などを柱としたゴールドプラン21を策定し、推進しています。

## 老健局の行政の柱

### いざという時のために

- 介護保険制度の運営
- 介護サービスの供給体制の確保
- 介護保険制度を支える施策の推進

### いつまでも健やかに

- 老人保健事業・壮年期からの健康づくり
- 老人の生きがいづくり・ねんりんピック

## ゴールドプラン21の推進



老後の生きがいづくり



スポーツに汗する高齢者

### 明るい長寿社会の建設

高齢者と言えば、社会的弱者と見られがちですが、実は8～9割の高齢者は、通常は介護や援護を必要とせずに暮らしています。このような高齢者が、その意欲と能力に応じて社会との関わりを持ち続けていくことは大変重要なことです。

このため、全国健康福祉祭(ねんりんピック)

を主催しているほか、老人クラブの活動など、高齢者の生きがいづくり・健康づくりの活動を支援しています。

## 国民が安心して医療を受けられるように

健康保険、国民健康保険、船員保険や老人医療といった医療保険制度に関する企画立案を行い、今後の本格的な少子高齢社会においても、全ての国民が安心して医療を受けられるよう、医療保険制度の長期安定に努めています。

### 医療保険の役割

皆さんがけがや病気で病院や診療所にいったとき、わずかな負担に必要な医療が受けられます。それは医療保険制度があるからです。日本では、すべての国民がいずれかの医療保険制度に加入することにより、いつでも安心して適切な医療を受けることができる皆保険制度がとられており、このことが国民の健康保持と国民生活の安定に大きな役割を果たしています。

### 医療保険の種類

我が国の医療保険制度は、いくつかの制度から成り立っています。大別すると、自営業者や農業従事者、無職の方などが加入する国民健康保険（加入者4,545万人）と、被用者保険の2つに分類されます。被用者保険には、主に大企業の被用者が加入する健康保険組合（3,258万人）や、主に中小企業の被用者が加入する政府管掌健康保険（3,758万人）があります。

さらに、船員、国家公務員、地方公務員、私立学校教職員などをそれぞれ対象とした制度があります。このような様々な制度によって、国民皆保険は成り立っています。

### これからの医療を考える

現在、医療保険制度は大きな転機を迎えています。国民皆保険達成以来40年を経て、本格的な少子高齢社会に突入しつつある中で、医療費の伸びと経済成長との間の不均衡が拡大してきています。また、社会の変化や国民意識の変化に伴い、医療に対して求められるものも多様化してきています。

このような中で、増大する医療費の伸びをできる限り抑えつつ、国民誰もが安心して良質な医療サービスを受けることができるようにするために、医療保険制度の抜本改革を行うことが急務となっています。

例えば、

健康保険から支払われる薬剤の価格と実際に医療機関が薬剤を購入する価格との差額（薬価差）をできる限り解消し、薬剤の適正な使用を進める。

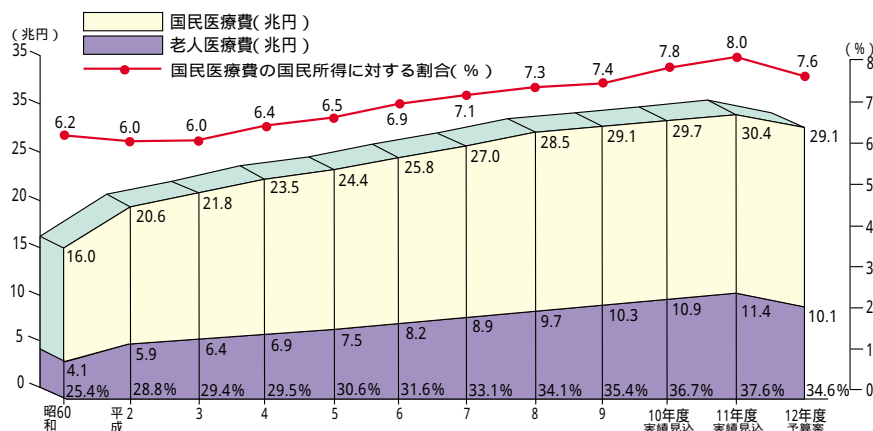
診療行為ごとに報酬を支払う出来高払いから、個々の診療行為にかかわらず定額の報酬を支払う定額払いとの適切な組み合わせを進め、また、大病院と診療所との適切な役割分担と提携を図る。

高齢者にとって必要な医療を効率的に提供しつつ、増大する老人医療費を現役世代や高齢者世代が公平に納得して負担できる仕組みを再構築する。などの課題に取り組んでいるところです。

### 医療費について

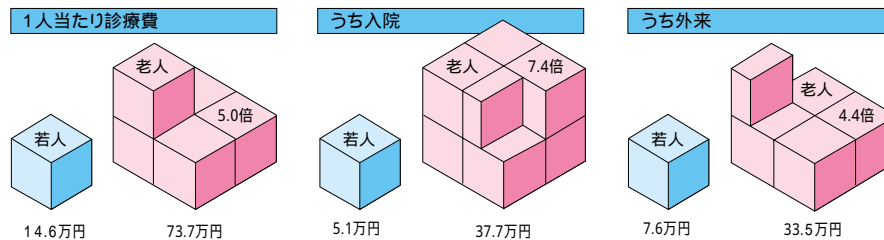
国民医療費は毎年増加を続け、平成11年度には初めて30兆円を越え、国民所得に対する割合も8%に達しました。なかでも老人医療費は、急速な高齢化の進行に伴い毎年約9%前後の伸びを示しており、近年の医療費増加の主要な要因となっています。1人当たりの診療費を見ても、老人は若人の5倍となっています。今後とも生涯を通じた健康増進や健康管理を進めるとともに、高齢者にとってふさわしい医療を効率的に提供していく取組が必要です。

国民医療費の推移



(注1) 老人医療費の下の%は老人医療費の国民医療費に対する割合である。  
(注2) 平成12年度は介護保険への移行による医療費の減(約2兆円)を見込んでいます。

### 1人当たり診療費の老人と若人との比較



## 人生80年時代の屋台骨

厚生年金、国民年金等の公的年金制度、企業年金等に関する企画立案を行うほか、年金積立金の管理運用等を行っています。

### 年金制度の体系

我が国の年金制度は、昭和36年に国民皆年金が達成されて以来、制度の充実が図られてきました。今日では、公的年金は高齢者世帯の所得のうち6割以上を占めるなど、高齢期の所得保障の主要な柱として大きな役割を果たしています。

現在の年金制度には、国民全体をカバーする1階部分の国民年金、2階部分で民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険、公務員等を対象とする共済年金から成る公的年金と、それを補完する企業年金等があります。

### 公的年金制度の改革

年金制度は、非常に長期に渡る仕組みであるため、現在だけでなく将来も見据えた制度としていくことが必要です。

このため、公的年金については5年に1度財政再計算を行うことが義務づけられており、平成11年はその年に当たりました。

今回の改正は、近年の少子高齢化の進展や、経済基調の変化を踏まえ、負担と給付のバランスを見直し、長期的に安定した制度を構築するという観点に立って行いました。また、年金積立金の自主運用も始めることとしました。また、改正に当たっては、幅広く国民の意見を聞くとともに情報公開に努めました。

### 確定拠出年金創設への取組み

企業年金等は、公的年金の上乗せ部分の給付を行い、公的年金を補完するものです。国民の老後生活が多様になる中、その役割はますます重要になってきています。このため、現在の国民年金基金、厚生年金基金等に加え、新たな選択肢として確定拠出年金制度の創設に向けて取り組んでいます。

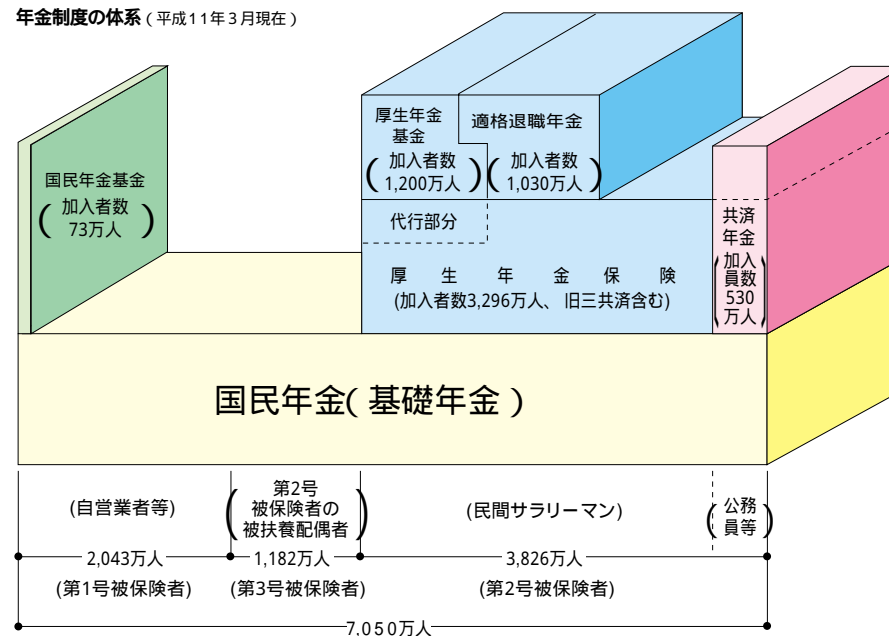
### 今後の取組

今後も、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げの実現や、保険料の引上げ凍結の解除、さらには、女性の年金の在り方や基礎年金の在り方等、様々な課題を幅広く検討し、より良い年金制度の構築に向けての取組を進めていきます。

### 財政再計算

年金制度を安定的に運営していくためには、長期的見通しの上立った財政計画が必要です。具体的には、人口学的要素、雇用構造、賃金の上昇率や消費者物価指数等の経済的要素などを基礎に長期にわたる給付費等の見通しを作成し、それを賄うのに必要な保険料の拠出計画及び財政の収支見通しを作成します。これを財政再計算といいます。

年金制度の体系（平成11年3月現在）



## 総合的かつ基本的な政策の策定・政策評価

社会保障政策と労働政策を総合的かつ一体的に推進するため、厚生労働省の総合的かつ基本的な政策を策定するとともに、政策評価を行います。また、厚生労働行政に関する年次報告書の作成や経済問題に関する総合的な分析を行うとともに、労使関係の安定に努め、人口政策などを的確に実施していきます。

### 総合的かつ基本的な政策の策定

厚生労働省は、「国民生活の保障・向上」と「経済の発展」を目指し、「社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進」と、「働く環境の整備、職業の安定、人材の育成」とを総合的かつ一体的に推進していくことが求められています。

急速な少子高齢化の進行、右肩上がりの経済の終焉、経済の国際化に伴う産業構造の変化などの経済社会構造の変化、価値観の多様化など

の中で、社会保障政策と労働政策とを一体的に遂行するため、厚生労働省としての総合的かつ基本的な政策の策定を行っています。

### 少子高齢社会への総合的な対応

我が国では、他の先進諸国に類を見ない早さで少子高齢化が進んでおり、例えば、1998年現在6人に1人が高齢者ですが、2050年には3人に1人が高齢者となることを見込まれてい

ます。また、現在の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均）は1.38と、人口を維持するのに必要な水準2.08を大きく下回っており、2007年以降は人口は減少していくことが見込まれています。

このような中で、社会保障制度については、国民の新たなニーズにも的確に対応しながら、経済との調和がとれ、将来世代の負担を過重なものとならないようにしていくことが必要であり、年金、医療、介護などの改革に取り組んでいます。

少子高齢社会への総合的な対応については、社会保障政策や労働政策に限らず、教育、住宅など幅広い分野における対応が必要ですが、厚生労働省は、この中で中心的な役割を担っています。

## 政策の評価

我が国の行政は、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底、国民本位で効率的な質の高い行政の実現、国民的視点に立った成果重視の行政への転換などを目指し、政策評価機能の強化をしていくことが求められています。

厚生労働省においても、経済社会情勢の変化や国民のニーズにあった確かな行政の展開を目指し、政策評価を行っていきます。

## 厚生労働行政の年次報告書の作成

厚生労働行政は、国民生活に直結した行政分野として、国民の理解を得ながら施策を推進していくことが重要であり、このためにも、厚生労働行政について年次報告書を作成していきます。

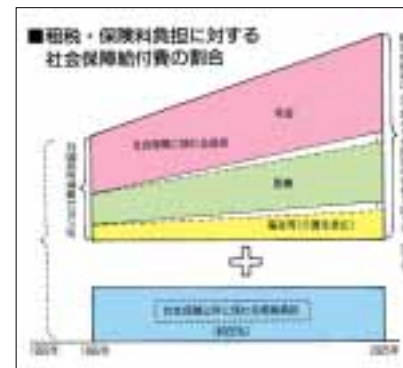
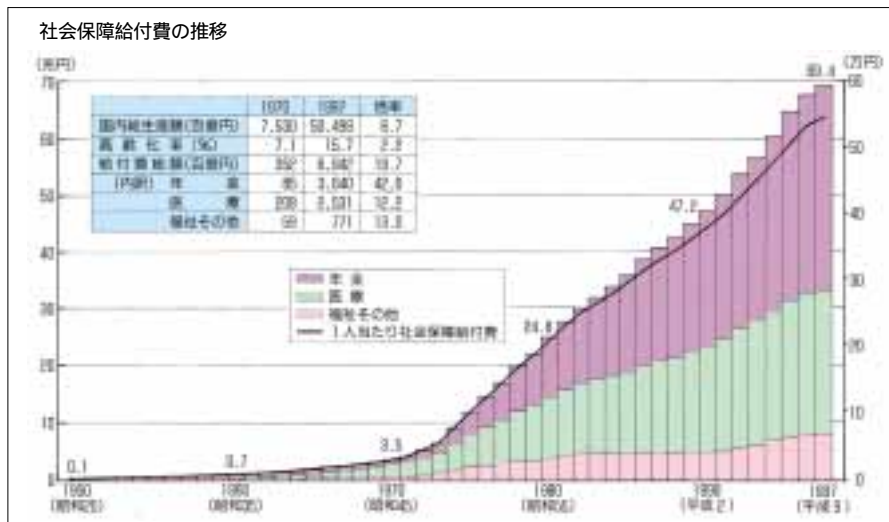
平成11年版の厚生白書では、「社会保障と国民生活」と題し、社会保障の目的と機能を明確にし、実際の国民生活や国民経済において社会保障が具体的にどのような効果をもたらしているのか、第2次大戦後約50年間に、我が国の社会保障がどのように発展し、どのような水準に到達しているのか、を明らかにしています。

来年度からは、社会保障政策と労働政策の一体的な取組について年次報告書を作成していきます。

## 労働経済の総合的な分析

我が国経済社会の大きな構造変化に的確に対応するため、労働経済情勢の分析など幅広い分析・研究を行っており、これらの分析が政策の企画・立案に重要な役割を果たしています。

毎年発表される「労働経済の分析」（労働白書）では、各年の労働経済の動向を分析するとともに、中長期的観点から重要な諸問題を取り



上げて総合的に分析しています。平成11年版は「急速に変化する労働市場と新たな雇用の創出」と題して、失業を中心とした労働市場の実態とその構造的変化について分析するとともに、雇用創出の状況を把握し、21世紀に向けて雇用構造の円滑な転換を進め、雇用の安定を図るための課題を検討しました。



厚生白書



労働白書

### 労使関係の安定

社会の安定と経済の発展のためには、労使関係の安定は欠かすことのできないものです。近年、労使関係は全体としては安定していますが、個々にみると、複雑で多様な問題が生じています。また、平成元年に結成された連合（日本労働組合総連合会、約750万人）は、「ゆとり・豊かさの実現」を目標として掲げ、各種の労働条件の改善、政策制度要求などに取り組んでいます。

このような状況にかんがみ、政府、労使首脳や学識経験者を含むいわば最高ワイクパーソンによる懇談の場として産業労働懇話会を開催しているほか、都道府県レベル、産業レベルなどの様々な場で労使間のコミュニケーションの促進に努めています。

また、労働争議の調整や不当労働行為の審査を行う機関として、労働委員会が設置されています。最近では、個別的労使紛争の増大に対応し、簡易迅速な紛争処理システムの創設について検討をしています。



労使関係の安定（産業労働懇話会）

### 巨大な社会保険組織を支える

社会保険庁は、厚生労働省の外局として置かれ、国民年金、厚生年金保険、政府管掌健康保険、船員保険の運営実施の実務を担当しています。

### 社会保険制度を運営する 全国組織

社会保険庁は国民年金、厚生年金の年金事業や、政府管掌健康保険、船員保険の医療保険事業を行っています。これらの事業では、被保険者の記録管理、保険料収納、年金給付の裁定、支払い、年金相談等の膨大な事務を全国一律に実施しております。本庁以外に施設等機関として社会保険業務センター及び社会保険大学校を置き、また、地方支分部局として都道府県単位に地方社会保険事務局、その出先機関として全国265ヶ所の社会保険事務所を置き、現在約17,000人の職員が社会保険事業に取り組んでいます。



社会保険大学校

### 迅速正確なオンラインシステム

「国民皆保険・国民皆年金」の言葉が示すとおり、社会保険は広く国民を対象とする極めて

巨大な制度であり、その運営事務も膨大です。この膨大な年金・保険業務を処理するため、大型コンピューターを備えた東京の社会保険業務センターと全国の社会保険事務所とを専用のデータ通信回線で結ぶ「社会保険オンラインシステム」が導入されています。これにより、社会保険事務所から受け付けた各種届出の即時処理、被保険者からの照会への即時対応、年金裁定期間の大幅短縮化等が可能になっています。

### 全国に展開する 保健・福祉施設事業

社会保険庁は、厚生年金、国民年金、健康保険等の財源の一部を被保険者に還元して福祉の向上を図る保健・福祉施設事業を行っているほか、生活習慣病予防検診などの健康管理事業などを行っています。



社会保険業務センターの大型コンピューター

## 施設等機関及び地方支分部局など

厚生労働省には、12の審議会が置かれているほか、全国に研究所等6、国立病院218、検疫所13、国立社会福祉施設10、社会保険関係機関2の多数の施設等機関を有し、また、地方厚生（支）局8、都道府県労働局47、地方社会保険事務局47を有しています。

### 施設等機関

- 検疫所**  
国際海港と国際空港におかれ、感染症についての対人検疫と、輸入食品に対する検査等の輸入食品監視を行っています。
- 国立病院・国立療養所**  
全国に214か所あり、地域の高度医療施設としての機能を果たしています。
- 国立高度専門医療センター**  
東京都中央区及び千葉県柏市の「がんセンター」、大阪府吹田市の「循環器病センター」、東京都小平市及び千葉県市川市の「精神・神経センター」並びに東京都新宿区の「国際医療センター」の4ヶ所あり、高度医療の提供と研究を行っています。
- 国立医薬品食品衛生研究所（東京都世田谷区）**  
医薬品や食品をはじめ、私たちの周囲にある化学物質について、その安全性や品質を評価するための研究を行っています。また、医薬品医療機器審査センターでは、医薬品等の製造・輸入承認に必要な審査業務を行っています。
- 国立公衆衛生院（東京都港区）**  
公衆衛生技術者の養成訓練と公衆衛生分野の様々な調査研究を行っています。
- 国立社会保障・人口問題研究所（東京都千代田区）**  
社会保障制度による給付と負担の関係、社会保障費の推計、将来人口の推計、出産力調査等の作成・発表を行っています。
- 国立感染症研究所（東京都新宿区）**  
エイズなどの感染症の予防診断、治療に関する研究や、ワクチン等の安全性や有効性を保障するための国家検定を行っています。
- 国立医療・病院管理研究所（東京都新宿区）**  
医療供給体制や医療経済等に関する研究、医療管理等の病院管理に関する調査研究や教育研修を行っています。
- 労働研修所（埼玉県朝霞市）**  
労働行政を担う職員等に対し、その職務を行うのに必要な訓練を行っています。
- 国立児童自立支援施設、国立光明寮、国立保養所、国立知的障害児施設**  
それぞれ、要保護児童、視覚障害者、身体障害者、知的障害者を入所させる専門施設です。
- 国立身体障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）**  
身障者の医療、訓練、研究、研修を一体的に行っている高度専門施設です。
- 社会保険大学校（千葉県印旛郡）**  
全国の社会保険の業務に従事する職員の研修を行っています。
- 社会保険業務センター（東京都杉並区及び三鷹市）**  
社会保険事業の膨大な業務を、大型コンピュータにより正確迅速に処理しています。

### 地方支分部局

- 地方厚生（支）局**  
厚生労働省の発足とともに、従来の地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し、設置されます。国立病院・国立療養所の管理、麻薬等の取締り、福祉・衛生関係の監視指導、健康保険組合や厚生年金基金の監督などを行うこととしています。
- 都道府県労働局**  
都道府県労働基準局、都道府県女性少年室及び都道府県職業安定主務課を統合し、平成12年4月1日に発足しました。総合的かつ効果的な労働行政を展開することとしています。
- 地方社会保険事務局**  
社会保険庁の地方支分部局として、政府管轄健康保険、船員保険、厚生年金保険、国民年金の給付事務などを分掌しています。
- 特殊法人等**  
厚生労働行政の分野では、特殊法人及び特別認可法人として、社会福祉・医療事業団、年金福祉事業団、国民生活金融公庫、社会保険診療報酬支払基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、日本赤十字社、心身障害者福祉協会、厚生年金基金連合会、日本労働研究機構、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、勤労者退職金共済機構といった法人が設立され、事業を行っています。

### 独立行政法人（平成13年4月～）

- 国立健康・栄養研究所（東京都新宿区）**  
食品から人間に至る一貫した栄養に関する調査研究、運動、休養を含めた健康増進に関する調査研究を行っています。
- 産業安全研究所（東京都清瀬市）**  
事業場における災害の予防に関する調査研究を行っています。
- 産業医学総合研究所（神奈川県川崎市）**  
労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の原因、診断、予防その他の事項に関する総合的な調査研究を行っています。

## 厚生労働省組織図

